市・都民税の申告にお持ちいただくものな

問課税課市民税係☎042-497-2040

筆記用具



※例年お持ちい ただいていた印 鑑は不要になり ました。



足りない書類などが あると受け付けできま せん。お越しになる前 に今一度持ち物をご確 認ください。

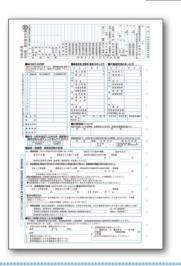
市·都民税申告書

昨年度、市・都民税申告書を提出していただいた方や、新たに清瀬市 に転入された方を対象に、令和4年度分市・都民税申告書を送付します。 1月20日休発送予定となりますので、お手元に届きましたら、必要に応 じてご提出ください。なお、提出の必要があるかどうかに

※市・都民税申告書は市ホームページからもダウンロード できます (右記QRコード参照)。



ついては、本号2面をご覧ください。



申告時に気を付けていただきたいこと

扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除を忘れずにご 記入ください。

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除 に使用することができます。下記 のとおり発送済みまたは発送予定 ですのでご確認ください。

◆国民健康保険

○令和2年11月診療分~令和3年6 月診療分=令和3年11月に送付済

○令和3年7月~10月診療分=令 和4年2月中旬から下旬に発送予 定

◆後期高齢者医療

《医療費等(10割)が5万円を超 える月のある方》

○令和2年9月診療分~令和3年8 月診療分=令和4年1月末日ごろ に発送予定

実際にご自身が負担された額と

国民健康保険



「被保険者の支払った医 療費の額合計(※)」の金 額を申告してください。

異なる場合(公費負担医療や高額 療養費など)は、その金額を差し 引くなどご自身で額を訂正して申 告していただく必要があります。 また、医療費控除は前年の1月か ら12月までの支払額が対象にな ります。医療費通知書に記載され ていない診療月については、ご自 身で明細書を作成してください。 なお、差額ベッド代などの保険適 用外は含まれていません。

間保険年金課国保係☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 **2**042-497-2050

※医療費控除に関することは課税 課市民税係☎042-497-2040へお 問い合わせください。

後期高齢者医療



担額」の合計金額を申告して ください。

(注)画像はいずれもイメージです。

所得・控除を証明する書類

- ◆所得…令和3年中の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収 票、報酬などの支払調書など)。一度お預かりした源泉徴収票 などは、原則返却することができませんのでご注意ください。
- ◆控除…令和3年中に支払った社会保険料の金額がわかる書類や、国民年 金保険料の控除証明書(※1)、生命保険料・地震保険料の控除 証明書、 医療費控除の明細書(※2)、障害者手帳、学生証など

(※1) 令和3年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護 保険の保険料の金額を事前にご確認ください。金額がわからない場合は、 市役所と松山出張所(野塩出張所は3月以降)にて支払金額の確認書を交 付しておりますので、運転免許証や保険証などの本人確認書類をご準備 のうえお越しください。また、電話確認や郵送請求も可能ですので、お 手元に保険証または納税通知書をご準備のうえ、下記問合せ先にお電話 ください。なお、国民年金については、控除証明書の添付が必須となり ます。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【各種問合せ】

- ▶国民健康保険について=保険年金課国保係☎042-497-2047
- ▶後期高齢者医療保険について=保険年金課高齢者保険係☎042-497-
- ▶介護保険について=介護保険課管理係☎042-497-2079
- ▶国民年金保険料について=(管轄)武蔵野年金事務所☎0422-56-1411 (※2) 医療費控除の明細書は、医療機関ごとに令和3年中に支払った医 療費を記入し、すべての合計金額をご自身で計算のうえ、事前にご準備 ください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、 任意の様式でも構いません(下記記事参照)。

個人番号 (マイナンバー) が記載された書類と本人確認書類

▶個人番号(マイナンバー)が記載された書類 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーカー ド記載の住民票など

▶本人確認書類の例

顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート) ※上記がない場合は、健康保険証や年金手帳などの書類 を2点ご準備ください。



医療費控除について

医療費控除、セルフメディケーション税制を受けるには、「医療費控 除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が 必要です。「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明 細書」を申告書とともにご提出いただかなければ、各控除を受けること はできません。申告会場では、各明細書の作成は行っていませんので、 必ず事前にご自身で作成してください。なお、領収書の提出は 必要ありませんが、ご自身で5年間保存してください。医療費 控除の明細書は右記QRコードよりダウンロードできます。

要介護認定等をお持ちの方へ~医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか?

◆医療費控除

対○施設サービス=①介護老人保 健施設や介護療養型医療施設、介 護医療院の利用者の一部負担額・ 食費および居住費負担額②特別養 護老人ホームに平成12年4月1日 以降に入所した方は介護費の1割 から3割、食費および居住費の自 己負担額の合計額の2分の1に相 当する額

○居宅サービス=訪問看護・訪問 リハビリなどの医療系サービスの 自己負担額。また、これらの居宅 サービスに併せ同月に利用した訪 問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代=傷病により6か月以 上寝たきりで、医師の治療を受け、 おむつを使用している方(医師が 発行した「おむつ使用証明書」が 必要。2年目以降は基準を満たせ サービス係☎042-497-2080

ば市で証明が発行できる場合あ 1))

※いずれも申告時には「医療費控 除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

図65歳以上で介護保険の要介護 認定を受け、要介護3以上の方。 または要介護1以上の寝たきり度 や認知症度の高い方で、身体障害 者と同等の程度と認められる方。 ※申告時に市が発行する証明書が 必要です。交付申請書(介護保険 課で配布または市ホームページか らダウンロード可)を窓口に持参 または郵送で介護保険課まで。

間医療費控除について=課税課市 民税係☎042-497-2040、おむつ 使用証明書・要介護認定者の障害 者控除について=介護保険課介護